

京都市営シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱

(目 的)

第1条 京都市営シルバーハウジング生活援助員派遣事業は、京都市営シルバーハウジング管理運営要綱第2条に定める京都市営シルバーハウジング（以下「シルバーハウジング」という。）に入居している者（以下「入居者」という。）に対して、生活援助員を派遣し、生活相談や指導、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、入居者の自立した生活を維持するとともに安全かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

(生活援助員の業務内容)

第2条 生活援助員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入居者からの保健・福祉等に関する相談に応じ、適切な助言を行うこと。
- (2) 入居者の安否を定期的に把握すること。
- (3) 入居者が、一時的に家事援助等を必要とする場合は、必要な援助を行うこと。
- (4) 入居者が、緊急に援助を必要とする場合には、親族への連絡、適切な機関へ連絡をとるなど、必要な措置を行うこと。
- (5) 入居者が、保健及び福祉のサービスを必要とする場合は、関係機関と連携をとり、必要な措置を行うこと。
- (6) その他、市長が適当と認める事業を行うこと。

(委 託)

第3条 市長は、適当と認める社会福祉法人にシルバーハウジング生活援助員派遣事業を委託することができる。

(生活援助員の配置)

第4条 シルバーハウジング生活援助員派遣事業を行うため、シルバーハウジングには、生活援助員を配置するものとする。

(緊急時の連絡体制の整備)

第5条 シルバーハウジング生活援助員派遣事業の実施にあたっては、入居者の緊急事態に常に適切な対応ができるように、連絡体制を整備しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 生活援助員は、入居者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報 告)

第7条 市長は、事業の適切かつ積極的な運営を確保するため、生活援助員の活動内容について月初に報告を求めるとともに、定期的な事業実施状況の調査を行うものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要な事項について報告を求めることができる。

(経 理)

第8条 市長から委託を受けた社会福祉法人は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

(費用負担)

第9条 入居者は、シルバーハウジング生活援助員派遣に要する費用を、別表の負担基準により負担するものとする。

2 費用負担は、入居を開始した翌月（入居を開始した日が月の初日に当たる場合は、当該月）分から徴収するものとする。

(関係機関との連携)

第10条 シルバーハウジング生活援助員派遣事業の実施にあたっては、入居者の状況に応じて、適切な保健及び福祉サービスを活用するなど関係機関との連携を図らなければならない。

(研修)

第11条 生活援助員に対する研修は、必要に応じて適宜実施するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、シルバーハウジング生活援助員派遣事業の運営について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

シルバーハウジング生活援助員派遣事業費用負担基準

入 居 者 世 帯 の 階 層 区 分	入居者負担額 (1か月当たり)
A 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯	0 円
B 生計中心者の前年所得税非課税世帯	0
C 生計中心者の前年の所得税額 4,800円以下の世帯	1, 5 0 0
D 生計中心者の前年の所得税額 4,801円以上16,200円以下の世帯	2, 6 0 0
E 生計中心者の前年の所得税額16,201円以上21,000円以下の世帯	3, 8 0 0
F 生計中心者の前年の所得税額21,001円以上の世帯	4, 9 0 0

備考 「所得税額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により計算された前年分（1月分から6月分までは、前々年分）の所得税の額（当該所得税の額を計算する場合においては、所得税法第78条第1項（同条第2項各号に掲げる寄附金（同項第2号及び第3号に掲げる寄付金にあたっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。）を支出した場合に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項から第6項まで、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項及び第41条の19の5第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は、適用しない。）をいう。